

平成30年度 北海道大学理学部 第3年次編入学学生募集要項

1. 募集人員

学 科	募 集 人 員
数 学 科	若 干 名
物 理 学 科	若 干 名
地球惑星科学科	若 干 名

2. 出願資格：下記(1)～(6)のいずれかに該当する者

- (1) 他の大学に2年以上在学し(休学期間を除く)、62単位以上を修得した者又は外国において学校教育における16年の課程に14年以上在学し、所定の学修の成果を有する中途退学者。
なお、上記の「他の大学に2年以上在学し(休学期間を除く)、62単位以上を修得」及び「外国において学校教育における16年の課程に14年以上在学」の各要件については、平成30年3月末日までにそれらが見込まれる者を含む。
- (2) 短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者又は外国において学校教育における14年の課程を修了した者及び平成30年3月末日までに卒業(修了)見込みの者。
- (3) 本学もしくは他の大学を卒業した者又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30年3月末日までに卒業(修了)見込みの者。
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成30年3月末日までに授与される見込みの者。
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者(学校教育法第90条に規定する者に限る)。
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者及び平成30年3月末日までに修了見込みの者。
- ※ 出願資格(1)、(2)、(3)及び(6)に関し、外国の学校教育にかかる要件をもとに出願する者は、これまでの在学歴等を事前に確認の上、下記4. に定める出願書類の他、追加で書類提出を求める場合があるので、出願期間前に下記11. 宛に問い合わせのこと。
- ※ 上記の出願資格要件を満たす見込みで受験し、合格した者が、平成30年3月末日までに要件を満たすことが出来なかった場合には、入学を取り消す。

3. 出願期間：平成29年6月30日(金)から平成29年7月6日(木)まで

出願書類を持参する場合、窓口での受付時間は、午前9時から午後4時まで(土曜、日曜を除く)とする。

なお、郵送の場合には、封筒の表に「理学部第3年次編入学試験出願書類 在中」と朱書きし、書留郵便にて下記11. の提出先へ送付のこと(上記期間内必着とする)。

また、身体に障害のある場合は、受験上及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、出願期間内に下記11. 宛に申し出ること。

4. 出願書類

	上記1. の出願資格						備 考
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
入学願書・履歴書	○	○	○	○	○	○	別添様式を記入・提出のこと。
写真票・受験票	○	○	○	○	○	○	別添様式を記入・提出のこと。
在学期間証明書	○	—	—	—	—	—	別添様式により提出のこと。
卒業／修了(見込)証明書	—	○	○	—	○	○	
学位授与(見込)証明書	—	—	—	○	—	—	
学業成績証明書	○	○	○	○	○	○	
受験票送付用封筒	○	○	○	○	○	○	別添封筒に志願者の郵便番号、住所及び氏名を明記し、362円切手を貼付して提出すること。
合否通知用及び連絡用シール	○	○	○	○	○	○	別添シールには志願者の郵便番号、住所及び氏名を明記すること。
検定料受付証明書	○	○	○	○	○	○	詳細は下記5. を参照
編入学志望理由書	○	○	○	○	○	○	<u>地球惑星科学科出願者のみ</u> 、別添様式(枠内両面)を記入・提出のこと。

※ 出願後に転居等で住所が変更となる場合には、速やかに下記11. 宛に連絡のこと。

5. 検定料：30,000円

検定料は、別添の振込用紙により必ず銀行等(ゆうちょ銀行を含む)の「窓口」(ATMの利用不可)で振込手続きをし、その際に受け取るEの「検定料受付証明書」を入学願書等と併せて提出すること。既納の検定料は、以下の場合を除き、返還できない。

- ・ 検定料を払い込んだが出願しなかった場合又は出願が受理されなかった場合
- ・ 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

上記のいずれかに該当し、検定料の返還を希望する場合には、直ちに下記11. の連絡先まで問い合わせのこと。

6. 試験日程・場所及び出題内容等

試験日：平成29年8月21日(月)

数 学 科	10:00～12:00 筆記試験(数学) 大学初年度で学ぶ程度の微分積分学と線形代数学について出題する。 14:00～ 口述試験 筆記試験に関連する質疑応答を行う。また、編入学を希望する理由や、これまでの数学の学修状況等について問う。
物 理 学 科	10:00～12:00 筆記試験(物理学) 力学(振動・波動を含む)、熱力学、電磁気学など、大学初年次ないし2年次前半に受講すべき物理系基礎科目の理解度を問う。 14:00～ 口述試験 物理学の理解に欠かせない数学の基礎知識、物理系専門科目に対する意欲等、物理学専修を目指す上で、その動機と現段階での準備状況を問う。
地球惑星科学科	10:00～ 筆答を含む口述試験 ・基礎的な英語と数学の理解度・知識を問うための簡易な筆答試問を行う。 ・地球惑星科学を学ぶ上で必要な科目の理解度・知識を問う。 ・地球惑星科学科を希望する動機と現在までの準備状況、将来の目標などについて問う。

場所：北海道大学理学部(試験室等詳細については、試験当日に理学部2号館1階ホールに掲示する)

7. 合格者の発表

平成29年8月31日(木)16:00頃に理学部2号館低層棟1階ホールに掲示発表するとともに、受験者全員に対し、合否通知を郵送する。

なお、電話、電子メール等での合否情報の開示は一切行わない。

8. 入学手続き及び必要経費等

入学手続きに関しては、平成30年3月中旬頃までに合格者に対して別途通知する。

なお、入学手続き時には入学料(282,000円)の納付が必要となる。

また、授業料については各学期267,900円(年額535,800円)である。

※ 上記入学料及び授業料金額は予定のものであり、入学時及び在学中に金額の改定が行われた場合には、改定時から新たな金額が適用される。

9. 入学後の修学条件等

(1) 入学の時期、学年及び修学条件

入学の時期は平成30年4月とし、入学年次は3年次とする。

北海道大学理学部規程に定める授業科目(全学教育科目を除く)を履修し、卒業に必要な単位を修得した者には、学士(理学)の学位を授与する。

(2) 在学年限及び休学可能期間

在学可能期間は4年間、休学可能期間は2年間とする。

なお、休学期間は在学期間に算入しない。

(3) 既修得単位の取扱い

本学部に入學する前に在學した大學等において修得した単位については、本学部の定める基準に従って、その一部を本学部の単位として認定することがある。

なお、既修得単位認定の結果によっては入學後、2年を超えて在學することが必要となる場合がある。

10. 注意事項・その他

- (1) 入學願書様式等を添付した学生募集要項の郵送を希望する場合は、志願者の宛先を明記し、140円(速達を希望する場合は420円)の郵便切手を貼付した返信用封筒(A4判の冊子が入る大きさの封筒)を同封の上、下記11.宛に請求すること。請求時の封筒(往信用)の表には「理学部編入学生募集要項請求」と朱書きすること。
- (2) 過去問題(物理学科のみ)の郵送を希望する場合は、希望者の宛先を明記し、205円(速達を希望する場合は485円)の郵便切手を貼付した返信用封筒(A4判の冊子が入る大きさの封筒)を同封の上、下記11.宛に請求すること。請求時の封筒(往信用)の表には「理学部物理学科編入過去問題請求」と朱書きすること。
- (3) 入學願書を受理した者には、平成29年7月末までに受験票を送付するので、試験当日忘れずに持参し、机の上に置くこと。

11. 出願にあたっての書類提出先及び問い合わせ先

〒060-0810 札幌市北区北10条西8丁目

北海道大学 理学・生命科学事務部事務課教務担当

(理学部2号館1階 学務担当合同事務室⑤番窓口)

電話：011-706-2836

個人情報の取り扱いについて

- (1) 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に万全を期しています。
- (2) 出願にあたってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続、④入学者選抜方法等における調査・研究、及び⑤これらに付随する業務を行うために利用します。
- (3) 出願にあたってお知らせいただいた個人情報は、合格者のみ入學後の①教務関係(学籍、修学指導等)、②学生支援関係(健康管理、奨学金申請等)、③授業料等に関する業務、④附属図書館利用に関する業務、⑤情報教育施設利用に関する業務を行うために利用します。
- (4) 北大フロンティア基金、同窓会、北海道大学体育会からの要請があった場合は、(3)の個人情報のうち、氏名、住所に限って、安全確保の措置を講じた上、当該組織の活動に必要な範囲で提供することがあります。
- (5) 各種業務での利用にあたっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者(以下、「受託業者」という)において行うことがあります。業務委託にあたり、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、お知らせいただいた個人情報の全部又は一部が提供されます。

平成29年6月